

## 広島県高等学校体育連盟事務処理規定

### (目的)

第1条 この事務処理規定は広島県高等学校体育連盟（以下「広島県高体連」という。）の事務処理を適正かつ円滑に行い、広島県高体連の健全なる運営を図ることを目的とする。

### (決裁)

第2条 広島県高体連に関する事務処理を行うに当たっては、会長の決裁を得るものとする。

### (専決事項)

第3条 前条のうち、次の事務については、理事長等が専決することができる。

- (1) 広島県高体連の推進に関すること。
- (2) 経費の収入、支出に関すること。
- (3) 物品の調達、保管に関すること。

### (文書保存期限)

第4条 広島県高体連に関する文書については、事案の完結した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して、次の期間保存するものとする。なお、法令等の規則により保存年限の定めがある文章等については、当該法令等に定めるところによるものとする。

- (1) 規約等の例規に関するもの…永久
- (2) 事業などの計画や実施に関するもの…5年
- (3) 監査に関するもの…5年
- (4) 予算、収入および支出に関するもの…5年
- (5) 照会、回答、報告、通知などに関するもの…5年
- (6) 照会、回答、報告、通知などに関するもので軽易なもの…5年

### (会計処理)

第5条 広島県高体連の会計事務については、別に定める会計処理規定に基づき処理するものとする。

附則 この規定は、平成26年5月9日から施行する。